4　各品質については、別に告示で定める条件（測定日時、測定頻度等）に基づき測定し、測定結果を時系列に記載した別紙を添付すること。また、各品質の測定個所、測定環境・条件等についてネットワーク構成図を記載した別紙を添付すること。

5　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十八年四月一日以降である報告から適用する。

○農林水産省令第七十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、海面漁業生産統計調査規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

農林水産大臣　林　芳正

海面漁業生産統計調査規則等の一部を改正する省令

（海面漁業生産統計調査規則の一部改正）

第一条　海面漁業生産統計調査規則（昭和二十七年農林省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項から第七項までを削る。

第五条の二第二項中「実査機関の長」を「地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長。次条第二項において「地方農政局等の長」という。）」に改める。

第六条第二項中「実査機関の長」を「地方農政局等の長」に改める。

第八条第一項中「実査機関の長」を「地方農政局長及び北海道農政事務所長」に、「当該実査機関による調査が行われる区域別」を「都道府県別」に改め、「を作成し」の下に「、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付し」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　沖縄総合事務局の農林水産センターの長は、調査票情報に基づき、調査の種類ごとに当該農林水産センターによる調査が行われる区域別の調査票情報及び集計結果を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して沖縄総合事務局長に送付しなければならない。

第八条第三項中「取りまとめ地域センター等の長は」を「沖縄総合事務局長は」に改め、「（取りまとめ地域センター等の長が実査機関の長である場合にあつては、第一項の規定により作成した電磁的記録を含む。）」を削り、「都道府県別」を「県別」に改め、同項後段を削る。

第九条第二項中「の地域センター」を削り、「審査・集計センター」を「審査・集計農政局」に改め、同条第三項中「審査・集計センター」を「審査・集計農政局」に改め、同項後段を削り、同条第四項中「取りまとめ地域センター等の長」を「地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十二条第三項において同じ。）」に改め、同項後段を削る。

第十条中「第八条第三項」を「第八条第一項及び第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十二条第一項中「第八条第三項」を「第八条第一項及び第三項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第二項中「審査・集計センター」を「審査・集計農政局」に改め、同条第三項中「取りまとめ地域センター等の長」を「地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十二条第三項において同じ。）」に改め、同項後段を削る。

第十四条中「第八条第三項」を「第八条第一項及び第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第二条第六項及び第七項を削る。

第八条第九項中「地域センター等の長」を「地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長。以下「地方農政局等の長」という。）」に改める。

第九条第二項中「地方農政局長は」を「地方農政局等の長は」に改める。

（漁業センサス規則の一部改正）

第二条　漁業センサス規則（昭和三十八年農林省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び第七項を削る。

第八条第九項中「地域センター等の長」を「地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長。以下「地方農政局等の長」という。）」に改める。

第九条第二項中「地方農政局長は」を「地方農政局等の長は」に改める。

第十二条第一項中「取りまとめ地域センター等の長」を「地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十六条において同じ。）」に改め、同条第二項中「取りまとめ地域センター等の長」を「沖縄総合事務局長」に、「地域センター等（取りまとめ地域センター等を除く。）」を「沖縄総合事務局の農林水産センター」に改め、同条第三項中「地域センター等の長」を「地方農政局等の長」に改める。

第十三条から第十五条までの規定中「地域センター等の長」を「地方農政局等の長」に改める。

第十六条中「地域センター等の長」を「地方農政局長」に改める。

（農林業センサス規則の一部改正）

第三条　農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項及び第八項を削る。

第八条中「取りまとめ地域センター等の長」を「地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十六条第六項及び第十七条第三項において同じ。）」に改める。

第十二条第七項中「地域センター等の長」を「地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長。以下「地方農政局等の長」という。）」に改め、同条第八項中「地域センター等の長」を「地方農政局等の長」に改める。

第十三条第二項中「地方農政局長は」を「地方農政局等の長は」に改める。

第十六条第五項中「地域センター等の長は」を「沖縄総合事務局の農林水産センターの長は」に、「取りまとめ地域センター等の長」を「沖縄総合事務局長」に改め、同条第六項中「取りまとめ地域センター等の長は」を「地方農政局長は、農山村地域調査に係る調査票及び農林水産大臣が定める関係書類（沖縄総合事務局長にあつては」に改め、「関係書類」の下に「）」を加え、同項後段を削る。

第十七条第三項中「地域センター等の長」を「地方農政局長」に改める。

（牛乳乳製品統計調査規則の一部改正）

第四条　牛乳乳製品統計調査規則（昭和四十六年農林省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第八項から第十項までを削る。

第十条第二項中「実査機関の長」を「地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長。以下「地方農政局等の長」という。）」に改める。

第十二条第二項中「及び第二項」を「又は第二項」に、「実査機関の長」を「地方農政局等の長」に改める。

第十四条第一項中「実査機関の長」を「地方農政局等の長」に改め、「地方農政局の地域センターの長、北海道農政事務所の地域センターの長及び」及び「それぞれ地方農政局長、北海道農政事務所長及び」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「取りまとめ地域センター等の長は」を「沖縄総合事務局長は」に改め、「（取りまとめ地域センター等の長が実査機関の長である場合にあつては、第十二条第二項の規定により取りまとめ地域センター等の長に送付された月別調査票の内容を含む。）」を削り、「都道府県別」を「県別」に改め、同項後段を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「地方農政局の地域センター（取りまとめ地域センターを除く。）の長、北海道農政事務所の地域センターの長及び」、「月別調査に係る調査票（以下「」及び「」という。）」を削り、「取りまとめ地域センター等の長」を「沖縄総合事務局長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　地方農政局等の長（沖縄総合事務局の農林水産センターの長を除く。）は、第十二条第二項の規定により送付された月別調査に係る調査票（以下「月別調査票」という。）の内容に基づき、都道府県別の集計を行い、その結果及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

第十五条第二項中「前条第三項」を「前条第二項及び第四項」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に、「農林水産大臣に送付した」を「集計を行つた」に改める。